

平成 31 年度「タウンミーティング」の実施について

旭区では、区政運営に区民の声を反映し、地域課題の解決を地域の皆様と区役所がともに考え共有することで、より住みやすい旭区づくりに向けて、地域と行政が協働していくことを目的に、平成 17 年度よりタウンミーティングを実施しています。タウンミーティングは、地域にお住いの住民の方が、相互に地域課題について議論を行う場です。開催を希望される地区は、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 依頼事項

別紙「31 年度タウンミーティング希望調査票」に、必要事項を記入の上、次の「2 提出先」へ御提出ください。

2 提出先

総括支援担当（地区担当の部長または課長）

※ 別紙「平成 31 年度地区担当制 担当者一覧表」を御参照ください。

3 提出〆切

タウンミーティング開催日の約1か月前まで

(例)平成 31 年6月9日(日)開催→平成 31 年5月9日(木)までに希望調査票を提出

※ 総会等の関係で、提出が遅れる場合は、その旨を総括支援担当に御相談ください。

※ 上記締切日までに御提出がない場合は、区役所から御連絡することがありますので、予め御了承ください。

4 平成 31 年度開催方法

(1) 開催時期：年間随時（6～7 月、9～10 月頃に開催できるよう御協力をお願いします。）

(2) 開催方法：開催を希望する地区連合を単位とし、事前に提案された議題について座談方式で議論(意見交換)を行います。

【運営方針の説明について】

昨年度同様、運営方針の説明につきましては、区の運営方針を地域の皆様へより早い時期にお知らせするため、タウンミーティングではなく、各地区の定例会等で別途説明いたします。

(3) 議 題：地域が抱えている課題や地域の関心の高いテーマを議題とします。

<議題の事例> 以下は一例です。

防災・防犯活動、高齢者・障害者見守り活動、地域・福祉活動の拠点づくり、子育て支援、環境保全、3R夢活動の推進、青少年育成、文化・スポーツ活動、等

(4) 主 催：各地区連合自治会・町内会及び区役所

(5) 参加者：(地域) 地域の課題解決に係る自治会・町内会をはじめとする団体役員等広く住民の方
(行政) 原則、区長をはじめ関係職員が出席します。

(6) その他：

旭区では毎年度、タウンミーティングを開催し、議題の調整に御協力いただいております。議題調整のうち、各自治会・町内会からの御意見・御要望につきましては、タウンミーティングとは別途対応させていただいております。御意見・御要望につきましては、総括支援担当(地区担当の部長または課長)へ御相談ください。各種意見・要望の相談先につきましては、別紙「各種要望の連絡先フローチャート」を参考に御覧ください。

なお、道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路などにつきましては、より迅速に対応するため、旭土木事務所へ直接御連絡をお願いいたします。

【土木事務所への直接依頼】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応する必要があるため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■お電話：045-953-8801 ■FAX：045-952-1518 ■電子メール：do-asahiiken@city.yokohama.jp

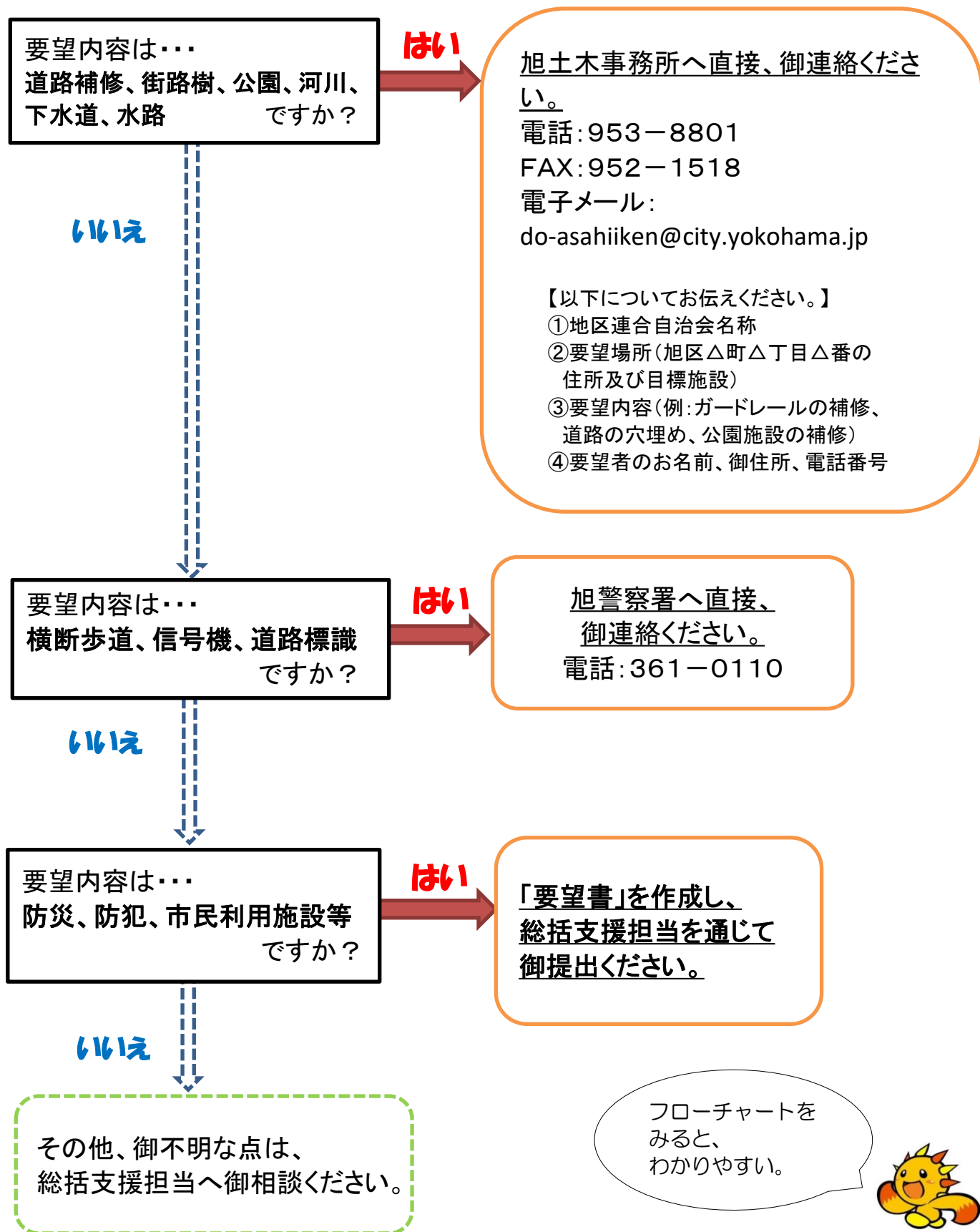
※FAXや電子メールによる要望につきましては旭土木事務所から内容の確認の御連絡をさせていただく場合がありますので予めご了承下さい。その際に以下の項目を伝えてください。

- ①タウンミーティング関連要望であることと地区連合自治会名称
- ②要望場所（旭区〇〇町1丁目〇番の住所及び目標施設）
- ③要望内容（例：ガードレールの補修、道路の穴埋め、公園施設の補修）
- ④要望者のお名前、御住所、電話番号
- ⑤現場写真（可能な場合）

【お問い合わせ】

旭区役所区政推進課地域力推進担当
遠藤、野口、板橋
(旭区役所本館2階23番窓口)
TEL：954-6028、FAX：951-3401

各種要望の連絡先 フローチャート



31 年度タウンミーティング希望調査票

地区名： _____	連合町内会長名： _____
------------	----------------

1 31 年度タウンミーティングの開催について該当するところに○をつけてください。

(1) 希望する (→2へ)

(2) 希望しない

2 (開催を希望する場合) 実施計画概要を記入してください。

開催日時	平成31年 月 日 () : ~ :	
開催場所		
テーマ	1	について
地域課題の内容		
テーマ	2	について
地域課題の内容		
テーマ	3	について
地域課題の内容		
司会者氏名		
参加見込数	約 人	
担当者 連絡先	氏名	
	TEL	

【お問い合わせ】

旭区役所区政推進課地域力推進担当
遠藤、野口、板橋
(旭区役所本館2階23番窓口)
TEL : 954-6028、FAX : 951-3401

各地区連合自治会・町内会長 様

旭区区政推進課長

地域からの御意見・御要望の取りまとめについて（依頼）

陽春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から旭区政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

旭区では毎年度、タウンミーティングを開催し、議題の調整に御協力いただいております。議題調整のうち、各自治会・町内会からの御意見・御要望につきましては、タウンミーティングとは別途対応させていただいております。御意見・御要望につきましては、別添の要望書を総括支援担当（地区担当の部長または課長）へ御提出ください。なお、道路の整備・補修、街路樹の剪定、公園、河川・下水道・水路などにつきましては、より迅速に対応するため、旭土木事務所へ直接御連絡をお願いいたします。

1 受付期間、提出先

(1) 受付期間：

平成 31 年 7 月 31 日（水）まで

※ 緊急に対応が必要な案件がある場合は、随時、御提出いただければ対応いたします。

(2) 提出先：

総括支援担当（地区担当の部長または課長）に直接お渡しく下さい。

2 対象となる内容

防災、防犯、市民利用施設の補修など

※各種要望の相談先につきましては、別紙「各種要望の連絡先フローチャート」を参照ください。

（これまで既に電話や窓口、文書等で、直接所管課に御連絡いただいていた内容については、改めて御提出いただく必要はありません。）

【土木事務所への直接依頼】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応する必要があるため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■お電話：045-953-8801 ■ F A X：045-952-1518 ■電子メール：do-asahiiken@city.yokohama.jp

※ F A X や電子メールによる要望につきましては旭土木事務所から内容の確認の御連絡をさせていただきます場合がありますので予めご了承下さい。その際に以下の項目を伝えてください。

- ①タウンミーティング関連要望であることと地区連合自治会名称
- ②要望場所（旭区〇〇町 1 丁目〇番の住所及び目標施設）
- ③要望内容（例：ガードレールの補修、道路の穴埋め、公園施設の補修）
- ④要望者のお名前、御住所、電話番号
- ⑤現場写真（添付可能な場合）

3 回答時期

案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね 2 か月程度で回答させていただく予定です。

【担当】

旭区役所 区政推進課 地域力推進担当

遠藤、野口、板橋

電話 045-954-6028、FAX 045-951-3401

E-mail as-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。
また、複数枚ある場合も、恐れ入りますが、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、旭区長あてに御提出ください。

平成 年 月 日

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

●●地区連合自治会町内会
会長 ▲▲ ▲▲

要 望 書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

単位自治会・町内会名は、原則、開示の対象です。

要望に関する連絡先

単位自治会・町内会名：あさひさんさん自治会

氏名：旭 太郎

電話番号：045-954-6028

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備

市民利用施設の補修

防災

その他 ()

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備 考
	<p>★要望の背景や経緯、場所（住所）、要望する理由などを含めて、具体的にお書きください。</p> <p>※道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等、土木事務所に関連する案件は、こちらの要望書ではなく、直接旭土木事務所に連絡してください。</p> <p>※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。</p>	<p>別紙資料</p> <p>有・無</p> <p>※○をつけてください。</p> <p>資料No: 1</p>

<記入する上での注意事項>

- 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- 御要望の内容や具体的な場所が特定できるように、必ず地図等を添付してください。
- 市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望の内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- 地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象となります。あらかじめ、御了承ください。

旭区長あて

地区連合自治会町内会名： _____

会長・氏名 _____

要 望 書

次のとおり、 _____ 地区の要望書を提出しますので、回答願います。

要望に関する連絡先 単位自治会・町内会名： _____ 氏名： _____

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

- 市民利用施設の整備 市民利用施設の補修 防災 防犯
 その他 (_____)

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備 考
		別紙資料 有 ・ 無 ※○をつけてください。 資料 No:

<記入する上での注意事項>

- 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- 御要望の内容や具体的な場所が特定する場合は、必ず地図等を添付してください。
- 市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、**要望の内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。**御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- 地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象となります。あらかじめ、御了承ください。